

# 帯広市「食」の安全・安心推進プラン



平成16年5月

帯広市農務部

## 目 次

プラン策定の趣旨 (食をめぐる現状と課題) (プラン策定に向けて)	1
「食」の安全・安心対策をめぐる国・道などの取組	2
1 国	
2 北海道	
3 帯広市	
4 生産者等	
5 消費者等	
「食」の安全・安心の確保のための基本的考え方	9
1 消費者、生産者、行政などの関係者が協働したしくみづくり	
2 生産者と消費者の顔の見えるしくみづくり	
3 帯広独自のしくみづくり	
「食」の安全・安心推進プランのめざす姿	10
1 安心して消費できること	
2 安全な農畜産物を生産すること	
3 安心して農業ができること	
4 環境にやさしい農業をすること	
「食」の安全・安心の確保のための取組方針	11
1 安心して消費するために	
2 安全な農畜産物を生産するために	
3 安心して農業をするために	
4 環境にやさしい農業をするために	
5 より信頼を得るために	
プランの推進体制	28

## プラン策定の趣旨

(食をめぐる現状と課題)

近年、牛海綿状脳症（ＢＳＥ）の発生、度重なる食品の偽装表示の発覚、無登録農薬の流通及び使用、外国産輸入野菜からの残留農薬検出など、食品に関する事件・事故が後を絶たず、その後もアメリカでの牛海綿状脳症（ＢＳＥ）の発生、鳥インフルエンザの国内発生など、食品の安全性や品質に対する信頼を根底から揺るがす状況が発生しています。また、消費者からは、遺伝子組換え作物やそれに由来する食品に対する不安が生じています。

こうした状況を受け、消費者側からは、食品行政に対して、縦割り行政の是正と消費者に軸足を移した対策への変換などといった抜本的改革を求める動きが出てきました。

この食をめぐる情勢の変化を受けて、消費者の視点に立った食の安全の確保を緊急の課題として、国及び地方公共団体において、行政及び生産者のみならず、消費者などの関係者が一体となり、食の安全・安心を支える対策を展開してきているところです。

このような中、農業を基幹産業として発展し、国内有数の食糧基地である帯広市としては、消費者に対して地域農業への理解を促進し、食に対する不安を払拭するとともに、食をめぐる情勢の急激な変化による生産者の不安に対応するために、食の安全・安心の確保に向けた対策を行い、さらに安全・安心で良質な農畜産物の生産及び消費の促進に向けて、関係者が一体となって取り組むことが必要です。

(プラン策定に向けて)

このため、帯広市をはじめとする市内関係者の協働した取組の基本指針として、この「帯広市「食」の安全・安心推進プラン」を策定し、農畜産物をはじめとする食の安全・安心の確保のための必要な対策を総合的に推進し、大きく揺らいだ消費者の「食」に対する信頼を回復し、帯広農業の健全な発展に寄与しようとするものです。

## 「食」の安全・安心対策をめぐる国・道等の取組

食品事故等の続発を受け、各関係機関では、今後の発生の防止と食の安全・安心の確保のための取組を進めています。

### 1 国の取組

(1) 平成15年7月1日に施行された「食品安全基本法」に基づき、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進していくこととしています。この法律の中では、食品の安全性の確保に関する基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針を定めるとともに、関係者の責任及び役割が規定されています。

その中でも地方公共団体における責任及び役割については、第7条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担をふまえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と明記されました。

また、同法に基づき、内閣府に「食品安全委員会」を設置し、農林水産省及び厚生労働省等から独立した上位機関として、食品に対する科学的な<sup>1</sup>リスク評価を、客観的かつ中立・公正に行い、この評価に基づき農林水産省及び厚生労働省等が連携して、食品の<sup>2</sup>リスク管理を行うこととしています。

<sup>1</sup>  
リスク評価：食品が人の健康に及ぼす悪影響（その程度と確率）について科学的に評価すること。

<sup>2</sup>  
リスク管理：食品が人の健康に悪影響を及ぼす危険性を低減するための措置のこと。（例えば、BSEに関し牛の危険部位の除去を命令したり、農薬の基準を設定したりすること。）

(2) また、農林水産省においては、食の安全・安心の確保に向けて関係法令の改正を順次すすめるとともに、平成15年7月1日に組織改革を行い、本省に「消費・安全局」を、農政局及び地方農政事務所(食糧事務所を再編)に「消費・安全部」を設置し、平成15年6月に策定した「食の安全・安心のための政策大綱」に基づき、リスク管理を推進していくこととしています。

(3) さらに、食料・農業・農村政策審議会に新たに設置された消費・安全分科会において、食料の消費の改善や安全性の確保等に関する施策や衛生管理基準、防疫指針の審議とともに、消費・安全局による農畜産物・食品の安全確保の強化、家畜防疫体制の強化、食品表示の適正化、<sup>3</sup>トレーサビリティシステムの確立、食育の推進など具体的な施策を展開しつつ、消費者との意見交換会などが進められています。

また、食育基本法の制定に向けた作業が進められ、食の安全・安心と食生活改善の普及啓発に向けて全国的な食育運動の展開を行うこととしています。

〔<sup>3</sup> トレーサビリティ：食品がいつ・どこで・どのように生産・流通されたかについて、把握できるしくみ。〕

## 2 北海道の取組

- (1) 平成14年4月に、農政部に「道産食品安全室」を設置して、消費者の早期の信頼回復と北海道ブランドの再生に向けた取組を推進するとともに、その取組の推進に必要な施策の構築を進めるため、消費者、流通・加工関係者、生産者、学識経験者などで構成する「道産食品安全政策会議」が設置されました。
- (2) これらの組織の下で、平成14年9月には、道産食品の安全・安心を確保するための道内関係者共通の取組指針として「道産食品『安全・安心フードシステム』推進方針」が策定されるとともに、平成15年3月には、「道産食品安全・安心フードシステム行動計画」が策定されました。
- (3) 平成15年度からは、死亡牛のBSE検査体制を整備して検査を開始するとともに、北海道独自の安全・良質な食品の認証制度の検討が進められるなど、同方針に沿った具体的な取組を総合的・計画的に推進されています。
- (4) また、「食」に関する道条例の検討が進められ、道民の幅広い意見などをこの条例に反映するため「北海道の安全・安心な食を考える会」が設置され、平成16年度中の提案が検討されるとともに、条例制定までの当面の対応方針として平成16年3月5日に「北海道における遺伝子組換え作物の栽培に関するガイドライン」が策定されています。

### 3 帯広市の取組

- (1) 平成13年度における国内でのBSEの発生を受け、帯広市農業施策推進委員会内にBSE対策委員会を設置して、関係機関と連携しながらBSE対策を推進してきたところですが、平成15年度からは、BSE対策のみならず、広く食の安全・安心対策への移行を図るため、このBSE対策委員会を発展的に改組し、「食の安全・安心推進委員会」を設置しました。
- (2) この「食の安全・安心推進委員会」において、市内農業者、消費者、農業関係機関など、広く農畜産物の生産・流通・消費に携わる関係者の意見を踏まえて「帯広市「食」の安全・安心推進プラン」及びこのプランに基づく「行動計画」づくりを進めてきました。
- (3) プラン等の策定にあたっては、帯広市民や企業を対象に実施した『帯広市「食」の安全安心市民意識調査』の結果も参考にして進めてきました。
- (4) また、このプランの策定作業と併せて、平成15年度の対策事業として、市内消費者が安全・安心で良質な農畜産物の生産現場をバスで訪問し生産者と交流するツアー、生産現場を紹介するホームページの作成、農薬使用低減のための馬鈴しょの茎葉処理機（リーフチョッパー）導入への融資対応、生産者及び市民に対し、農薬取締法の改正内容と農薬の適正使用の周知を図るための広報活動や説明会の開催などを行いました。

さらに、平成15年11月17日にジャガイモシストセンチュウの帯広市内のほ場での発生の確認を受け、JA帯広大正ジャガイモシストセンチュウ対策本部が設置され、土壌検診の実施とまん延防止対策の取組への支援を行ったほか、高病原性鳥インフルエンザの国内発生を受け、生産者への必要な防疫指導と市民や関係者への注意周知を実施してきました。

今後、ジャガイモシストセンチュウの防疫体制の推進と生産者向けの鳥インフルエンザやBSE対策マニュアルの策定などのほか、迅速かつ正確な情報の提供を進めていきます。

#### 4 生産者等の取組

- (1) JAグループ北海道では、平成14年12月に、生産段階において生産物がどこで、どのように生産されたかをより明確にするため、「生産履歴<sup>4</sup>記帳運動」に取組むことが決定されました。
- (2) 十勝管内においては、食の安全・安心確保対策の一環としての生産履歴記帳運動の推進方針について、平成15年1月に十勝地区農協組合長会にて決定し、管内各農協での取組を推進しています。
- (3) 帯広市内においては、帯広市川西農業協同組合では食の安全・安心確保対策協議会が、帯広大正農業協同組合では食の安全・安心確保対策本部がそれぞれ設置され、肥料・農薬・飼料・医薬品などの適正な使用を推進するための生産基準が定められました。市内2農協においては、国の定める基準を守らない栽培方法による場合や生産履歴の添付が無い場合には、当該農畜産物を取り扱わない体制がとられています。

また、平成15年8月上士幌町において、十勝で初めて発生をみたジャガイモシストセンチュウのまん延防止のため十勝管内農業団体ジャガイモシストセンチュウ対策本部が設置され、土壌検診や拡散防止対策が進められました。その後、各農協の自主的な土壌検診により、帯広市、清水町においてもジャガイモシストセンチュウの発生が確認され、十勝管内ジャガイモシストセンチュウ対策方針の策定にもとづき、まん延防止対策が進められています。さらに、平成16年度から帯広大正農業協同組合の組織に専任の「食の安全安心対策室」の設置が、帯広市川西農業協同組合では、農産物に関わるトレーサビリティの導入に向けた生産履歴の電子化などの取組が進められます。

- (4) また、十勝農業協同組合連合会においては、平成15年7月より、農産物残留農薬検査システムによる自主検査体制が全道各地に先駆けて整えられました。
- (5) さらに、BSEの発生の予防及びまん延防止措置の的確な実施のために、北海道においては、平成15年5月から満24ヶ月齢以上の死亡牛の一部についてBSE検査が開始されており、平成16年4月からは、満24ヶ月齢以上の死亡牛の全頭検査が開始されます。また、牛肉のトレーサビリティ法が制定さ

れ、平成15年12月からは生産段階で実施され、平成16年12月からは流通段階で、肉牛・牛肉の個体識別情報の正確な伝達のしくみが開始されることとなっており、そのための牛個体識別情報伝達の生産者段階の整備が既に完了しています。

4  
生産履歴記帳運動：トレーサビリティの基礎となるもので、生産段階において生産物ごとに施肥・使用農薬・収穫日等の生産工程の状況を履歴として記帳する運動。

## 5 消費者等の取組

- (1) 帯広消費者協会では、平成15年度において、行政機関に対して、一層実効性ある取組や、体制の充実と監視の強化、JAS法の厳格な運用を求めていくとともに、農産物の残留農薬などテストの実施や行政への遺伝子組換え作物の栽培規制の申し入れなどを進めています。また、安全で新鮮な地元農産物の消費拡大を図るとともに、生産者及び流通業者に対して、安全な食品の供給と地場産表示の徹底を求めていくこととしております。
- (2) 一方、帯広の森市民農園で開催しているおはよう朝市においては、出店者による顔の見える農産物表示が進められ、新鮮な朝取り野菜を求めて消費者が集っています。また、市が開催した安全・安心で良質な農畜産物の生産現場訪問ツアーでは、食に興味のある消費者が多数参加し、生産者の取組について勉強するなど、食の安全・安心に対する関心が高まってきており、このことは、『帯広市「食」の安全安心市民意識調査』の結果にも現れています。
- (3) 地産地消についても、地場産の小麦を学校給食のパンに活用する試みが生産者や消費者、加工業者の連携で進められているほか、食と地産地消を考える多くのグループの活動が進められてきており、地産地消に対する意識が高い傾向にあることは『帯広市「食」の安全安心市民意識調査』にも現れています。
- (4) また、加工・流通・販売においても、農畜産物の生産者名や産地名を明らかにした販売戦略を繰り広げています。

## 「食」の安全・安心の確保のための基本的考え方

### 1 消費者、生産者、行政などの関係者が協働したしくみづくり

行政のみならず、生産者、消費者など関係者の意見を反映し、関係者がこのプランに基づく共通の認識のもと、「食」の安全・安心の確保に向けた「帯広市」としての取組を実施することが必要です。

### 2 生産者と消費者の顔のみえるしくみづくり

生産者と消費者との交流により、消費者は生産者の努力を、生産者は消費者の思いを、お互いが理解しあえる信頼関係を築くことが重要です。

### 3 帯広独自のしくみづくり

帯広の恵まれた自然環境、畑作酪農の混合地帯である地域特性を活かし、環境に配慮した農業など、帯広独自の優位性をより積極的に活用・PRしていくことが必要です。

## 食の安全・安心推進プランのめざす姿

大きく揺らいだ消費者の「食」に対する信頼を回復するとともに、今後の帯広農業の健全な発展に寄与していくため、帯広市「食」の安全・安心推進プランにより、食の安全・安心の確保に向けた取組を関係者が協働して行い、次のような姿をめざします。

### 1 安心して消費できること

消費者に対して、安全・安心の確保に取り組む生産現場などの情報を積極的に提供し、農業をはじめとする食に対する理解を深め、消費者が安心して消費できることをめざします。

### 2 安全な農畜産物を生産すること

揺らいだ食に対する信頼を回復するために、より安全で安心な食を供給するため、生産段階における取組による、より安全・安心で良質な農畜産物の生産をめざします。

### 3 安心して農業ができること

食品に関する事件・事故等の多発を背景として、消費者のみならず、生産者側もその食をめぐる急激な変化に対して少なからず戸惑いがある中で、食の安全・安心に向けた総合的な対策により、生産者が安心して農業ができることをめざします。

### 4 環境にやさしい農業をすること

環境に配慮した農業により、良好な生産環境を積極的に維持・向上することをめざします。

## 「食」の安全・安心の確保のための取組方針

### 1 安心して消費するために

#### (1) 消費者を念頭に置いた農業情報公開システムの充実

安全・安心で良質な農畜産物を、安心して消費していただくためには、そのために取り組んでいる生産者の生産過程の情報、帯広の農業概要等を公開し、消費者の地元農業の生産体制についての正しい理解を促進することが必要です。

また、生産者に対しても、営農情報（病虫害、気象の情報など）やクリーン農業などを行っている集団の情報などを積極的に提供することが、より安全・安心で良質な農畜産物の生産のさらなる普及につながります。

そのため、ホームページ等を利用した農業情報の適正な提供を積極的に行うとともに、自ら生産情報を提供する生産者を支援します。

#### 消費者の求める情報の提供

消費者の求める農畜産物のトレーサビリティ情報の公開を促進します。

（具体的な取組）

- トレーサビリティの情報提供
- 牛肉トレーサビリティ制度の情報提供
- 生産履歴記帳運動
- 求められる情報の収集・研究

#### 地域農業理解促進のための情報の提供

帯広農業の生産体制を正しく理解していただくために、ホームページ等による生産現場の情報の公開を促進します。

(具体的な取組)

生産現場情報の発信

安全・安心情報の発信

地域情報の発信

### 不測の事態発生に備えた体制の整備

BSE等の発生時の経験をもとに、今後の**不測の事態発生時**に備え、正しい情報の伝達と公開を行うための**体制の整備**を行います。

(具体的な取組)

危機管理体制の公表

農畜産物の安全・安心推進センターの設置

## (2) 生産者と消費者との相互交流をととした食育・農業理解の促進

安心して農畜産物を消費するためには、生産者側の取組と合わせて、消費者自らが、食の安全や望ましい食生活の実現について考えるとともに、食の安全・安心に向けた生産者側の取組の現状を理解してもらうことも大切です。

そのために、農業関係イベント及び学校教育現場などを活用した生産者と消費者との相互交流をととして消費者の食育・農業理解を促進します。

### 食育の展開

消費者に対して、帯広産農畜産物及びそれを素材とした料理などをもとに、「食」の安全に関する知識や「食」の選び方や組み合わせかたなどを教えることができる場を設け、**食育の展開**を図ります。

(具体的な取組)

食に関する知識の普及

教育現場における食育・農業理解促進

農業体験研修施設機能の充実

### 消費者への農業理解の促進

市民農園における農業の実体験や、農業関係イベントにおける参加型の農業体験・情報提供などにより、**消費者への農業理解を促進**します。

(具体的な取組)

地域内における農業理解の促進

地域外へ向けた帯広農業の理解促進

## 安全・安心に向けた生産者と消費者の相互交流

より安全・安心で良質な農畜産物の生産に取り組んでいる生産現場を、消費者が実際に見て、生産者と交流する中で理解・納得していただけるよう、**生産現場を訪問**する事業を促進します。

(具体的な取組)

消費者の生産現場訪問の促進

生産者と消費者の交流機会の充実

### (3) 安全・安心で良質な地元農畜産物の消費拡大

地場の農産物は良質で安全であるという信頼感から、地場のものを食べたいという意向は高まっています。また、食べる人の顔を思い浮かべた農業の展開が、安全で安心な生産につながり、地域の農業を健全に育みます。

生産者の顔の見える地元の農畜産物を地元で消費する、いわゆる「地産地消」を推進し、帯広産農畜産物の消費拡大を図るとともに、域外に対しても安全・安心で良質な帯広産農畜産物をPRし、さらなる消費の拡大に努めます。

#### 地産地消の推進

生産者と消費者の交流や検討会などをおして、帯広産農畜産物の生産から消費に至る各段階での地産地消の取組を推進します。

(具体的な取組)

地産地消のPR

地産地消の実証

地産地消推進体制の強化

#### 消費の拡大

安全・安心で良質な帯広産農畜産物を、帯広市内をはじめ広くPRを図り、地域的・広域的な消費拡大を図ります。

(具体的な取組)

帯広産農畜産物の消費拡大推進

## 2 安全な農畜産物を生産するために

### (1) 生産現場における安全で良質な農畜産物生産の推進

消費者が求める安全・安心で良質な農畜産物を食卓に届けるためには、生産者自らが生産現場における安全・安心のための対策を実行していくことが重要です。

そのため、食の安全・安心のための生産現場での対策を生産者に普及するとともに、生産者が自ら行う生産現場での対応を支援し、より安全・安心で良質な農畜産物の生産を推進します。

#### 生産資材の適正な使用等の推進

農薬、化学肥料、動物用医薬品などの**生産資材**について、使用基準の遵守・残留の防止などの**適正使用**を進めます。

(具体的な取組)

法令遵守と啓発活動の推進

適正使用の啓発

自主検査による安全性の確保

#### 防疫対策

**家畜等防疫対策**を的確に実施することにより、家畜伝染性疾病等の予防を図ります。また、適切な種苗の使用や適切な輪作の励行等により、**土壌病害虫侵入を防ぎます**。

(具体的な取組)

死亡畜専用処理施設の設置支援

家畜・家きん防疫の推進

作物防疫の推進

## 生産現場衛生管理

生産現場での安全な生産のしくみづくりのための衛生管理対策を支援します。

(具体的な取組)

畜舎衛生管理対策の推進

生乳生産体制支援

## 生産段階の<sup>5</sup>HACCP等の手法を参考にした衛生管理の推進

生産段階のHACCP等の手法を参考にした、よりきめ細かい衛生管理を推進します。

(具体的な取組)

生乳のHACCP手法導入研究

<sup>5</sup>  
HACCP：危害分析・重要管理点方式という衛生管理手法。最終製品のみを抜取検査する従来の方法とは違い、原料の受入から製造・出荷までの全行程において危害防止につながるポイントをリアルタイムで監視・記録することにより、全ての製品が安全であることを確保するシステム。

## (2) 農畜産物の製造加工流通段階の衛生管理

生産者から供給された、より安全・安心で良質な農畜産物を食卓に届けるためには、生産者の取組のみならず、その農畜産物の製造・加工及び流通段階における適切な衛生管理が必要です。

この製造・加工及び流通段階の衛生管理については、指導・管理を行う国・道などの関係行政機関や、国・道、(財)十勝圏振興機構及び十勝圏地域食品加工技術センターなどの試験・研究機関が取り組んでおり、連携に努めます。

### 製造加工流通段階のH A C C P等の考え方に基づく衛生管理

製造・加工及び流通段階において、H A C C P等の考え方に基づく衛生管理手法を検討・推奨している関係行政機関と連携に努めます。

(具体的な取組)

北海道等指導研究機関の施策による推進

### 製造加工流通段階の研究・開発

製造・加工及び流通段階において、衛生管理の研究・開発を行う関係研究機関・団体と連携に努めます。

(具体的な取組)

北海道等指導研究機関の施策による推進

畜産物加工品のH A C C P手法導入研究

### 3 安心して農業をするために

近年の国内農業を取り巻く情勢は、価格競争の激化、担い手不足、WTOの農業交渉による国際間競争の激化など、生産者にとって非常に厳しいものとなっています。

その厳しい情勢に加えて、今回の食品事故の多発を発端とした、食の安全・安心に対する抜本的なしくみの見直し及び負担の増加は、これまでの厳しい情勢の中で、農畜産物の安定供給及び農業経営の安定化を図ってきた生産者にとっては、さらなる課題となっています。

このような厳しい状況の中、生産者の不安に対応し、安心して農業ができる環境とするためには、

国・道等の施策とあわせて、第4期帯広市農業・農村基本計画に基づいた生産基盤・経営基盤の整備や担い手の確保育成などの生産振興対策を継続するとともに、

新たな不安である食の安全・安心対策については、このプランの取組指針の「1 安心して消費するために」による消費者対策や「2 安全な農畜産物を生産するために」による生産現場対策とあわせて、安全・安心で良質な農畜産物の生産のためのさらなる対策を行うことが必要であります。

このため、次の主要な対策を進めてまいります。

## (1) 安全・安心で良質な農畜産物生産体制への支援

消費者をはじめ、流通・小売の現場からの食に対する厳しいニーズなど、食をめぐる情勢の急激な変化がある中で、生産者がその変化にスムーズに対応し、安心して良質な農畜産物の生産ができるよう支援します。

### クリーン農業導入への支援

土づくりを基本に、化学肥料・農薬の低減に努めた**クリーン農業を推進するため**、技術の確立と導入への**支援**を行います。

(具体的な取組)

クリーン農業の普及・拡大

クリーン農業の認証の促進

### 省力化・コスト低減に向けた取組の支援

食の安全・安心の確保のための新たな負担増を軽減するため、**省力化コスト低減に向けた取組を支援**します。

(具体的な取組)

簡易耕起栽培の普及促進

省力化・コスト低減技術の研究・普及

農作業受託体制の充実

### 自給飼料安定生産への支援

輸入飼料の使用を減らし、**良質で安全な自給家畜飼料の安定生産を推進するため**、技術の確立と導入への**支援**を行います。

(具体的な取組)

自給飼料の生産性向上

## 融資制度の充実

生産者が安全な農畜産物を生産できる活動が行えるよう、**融資制度の充実**を図ります。

(具体的な取組)

農林業育成資金(安全・安心対策資金)の利用促進

## (2) 支援体制の充実

食をめぐる急激な変化による新たな生産者の不安の解消や安全・安心で良質な農畜産物の生産技術についての相談など、営農上の総合的な支援体制の充実を関係行政機関や農業関係団体と一体となって推進します。

### 生産者のサポート機能の充実

食をめぐる情勢の急激な変化に対応するため、帯広市農業技術センターが核となり、安心して生産活動が行えるよう関係機関・農業団体等と協働して、生産技術の研究や実証普及を行うとともに、不測の事態発生に備えたサポート体制の整備を行います。

(具体的な取組)

生産者のサポート機能の充実

相談・研修機能の充実

危機管理体制の構築

## 4 環境にやさしい農業をするために

### 環境に配慮した農業の推進

より安全・安心で良質な農畜産物の生産を確保するためには、その良好な生産環境を積極的に維持していく必要があります。

生産者の環境に配慮した農業への取組を支援・普及することに加え、より環境と調和し、環境負荷の少ない環境に配慮した農業をさらに研究・開発します。

### 環境に配慮した農業への支援と普及

生産者の自然環境の保全に向け、家畜ふん尿や農業残さ物などの有効活用をはじめ、農業廃棄物の回収や生分解性資材の普及を進めます。

(具体的な取組)

農業廃棄物の減量

農業廃棄物の有効活用

農業廃棄物適正処理の推進

畜産廃棄物の環境対策の推進

### 環境に配慮した農業技術の研究・開発

産学官の連携を図り、環境に配慮した農業技術の研究・開発を推進し、化学肥料・農薬の使用や農業廃棄物の発生の抑制を図ります。

(具体的な取組)

バイオマス資源利活用研究

環境に配慮した農業技術の試験研究

6

生分解性資材：でんぷん等を原料につくられた生分解マルチや生分解ネットなどの園芸用生産資材で、土壌中の微生物の働きによって、最終的に水と二酸化炭素に分解されることから、廃棄物として回収を要しない資材。

## 5 より信頼を得るために

### (1) 良質安心の的確表示の確立

安全・安心で良質な農畜産物を、より信頼して消費してもらうためには、生産者及び製造・加工及び流通事業者が自らその生産過程を明らかにして適正に表示することが必要であるとともに、さらには第三者機関による適正な認証・管理の体制が望まれます。

そのため、生産者自らが行っている記帳運動等の適正表示に向けた対策を推進し、また、関係機関と連携して各段階における表示が関係法令に基づき適正に行われることを徹底するとともに、関係機関が実施する認証制度を推奨・普及していきます。

#### 法令遵守指導監視機関への要請

食品表示の監視を行っている北海道農政事務所や、残留農薬検査のモニタリングを行っている北海道帯広保健所などの**法令遵守指導監視機関に協力・要請**を行い、的確表示の徹底を図ります。

(具体的な取組)

消費者と連携して違法表示などの情報を関係機関へ伝達

#### 北海道独自の表示・認証制度と連携

「道産食品「安全・安心フードシステム」推進方針」の中で検討されている、**北海道独自の認証制度と連携**して、帯広産農畜産物が安全・安心で良質であることの信頼性を高めます。

(具体的な取組)

北のクリーン農産物表示制度の認証推奨  
北海道認証制度と連携して普及推進  
十勝圏振興機構の連携

## 認証の推奨と認証後のサポート

関係機関が実施する認証制度の推奨活動を行うとともに、認証された帯広産農畜産物を広くPRし差別化を図ります。

(具体的な取組)

認証制度の普及促進

認証農畜産物のPR・差別化

## (2) 啓発・評価体制の整備

安全・安心で良質な農畜産物の供給体制の更なる推進のため、国及び道などの関係機関の情報をもとに、生産者をはじめとする食に携わる関係者に対して啓発活動を行います。

さらに、このプランに基づく行動計画（アクションプラン）を策定し推進するとともに、各年度ごとに<sup>7</sup>PDCAサイクルに基づく実行評価及び見直しを行うしくみを整備します。

（具体的な取組）

プランの実行評価

プランの見直し

情報の開示

<sup>7</sup>  
PDCAサイクル：ある目的のために、計画（Plan）を立て、それを実施（Do）し、その状況の点検・対処（Check）を行うとともに、システムの見直し（Action）を行うというサイクルを継続的に繰り返し、システムの改善を図りながら目標を達成していく手法。

## 推進体制

このプランに基づく帯広の食の安全・安心の確保のための対策は、行政のみならず、生産者、消費者などの関係者が協働して取り組んでいくことが重要です。

したがって、プラン及び行動計画の策定、プランに基づく総合的な施策の推進及び実行評価などについては、帯広市が核となって方針確認・進行管理を行い、帯広市農業施策推進委員会により関係者の意見を集約するとともに、市民からの意見・提言を参考にしながら推進していきます。

帯広市農業施策推進委員会及び関係機関 連携組織図

